

医療法人信愛会行動計画

令和5年7月12日策定

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和5年7月16日～令和10年（2028年）7月15日までの5年間

※ 中間年で計画の評価・見直しを行うこととする。

2. 内容

目 標	年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間10日以上とする。
-----	--------------------------------

<対策>

- 令和5年 9月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する。
- 令和6年 3月～ 各部署において年次有給休暇の取得計画を策定する。
- 令和6年 4月～ 掲示等により年次有給休暇の取得を促進する。